

平成 2 8 年 度 第 2 回

越谷市地域公共交通協議会会議録

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日

越谷市中央市民会館 5 階

第 2 、 第 3 会 議 室

越谷市都市整備部都市計画課

平成28年11月28日

平成28年度第2回越谷市地域公共交通協議会 議事日程

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名
3. 議 事
 - (1)越谷市地域公共交通網形成計画に基づく「市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）」の方向性について
 - (2)こしがや公共交通ガイドマップの改訂(案)について
4. 報 告
 - (1)公共交通に関する市民要望等について
 - (2)その他
5. その他
6. 閉 会

出席委員

市の職員	土橋良男	委員	(代理 道路建設課長 小川)
	長柄幸聖	委員	(代理 環境経済部副部長 鈴木)
	服部義昭	委員	
行政関係機関の職員	大島智	委員	(代理 担当課長 高桑)
	能勢一幸	委員	(代理 交通政策課主査 畦地)
関係公共交通事業者等	會田皓章	委員	
	小熊和久	委員	
	大舘広知	委員	
	木部康久	委員	
	鈴木和子	委員	
	中村仁	委員	
	吉田求己	委員	
公募による市民	阿部健次	委員	
	阿部実	委員	
	河上繁	委員	
	関根博樹	委員	
学識経験者	大窪和明	委員	
	久保田尚	委員	
自治会を代表するもの	深井輝典	委員	

欠席委員

	相沢興	委員	
	関口豊	委員	
	柳瀬光輝	委員	
	飯島教広	委員	
	金子茂	委員	
	高野寿久	委員	
	鶴岡洋	委員	
	深津光市	委員	
	丸山信博	委員	

都市計画課

都市整備部副参事 兼 課 長	鈴木 功
調 整 幹	平野 浩孝
主 幹	染谷 良一
主 事	麻喜 幹史

事務局（都市計画課）

主 事	田中 史仁
-----	-------

午後 1時30分

◎プレ開会

事務局 お待たせをいたしました。定刻となりましたので、会議を始めさせていただきたいと思っております。

開会に先立ちまして、お配りしました資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まず、1枚目、本日の次第でございます。次に、資料1「越谷市地域公共交通網形成計画に基づく市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）」の方向性、次に、資料2「こしがや公共交通ガイドマップの改訂（案）」、次に、資料3「公共交通に関する市民要望等一覧」、以上の合計で4部となります。資料の過不足等はございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、これより平成28年度第2回越谷市地域公共交通協議会を開会したいと存じます。

開催に先立ちまして、都市計画課長の鈴木よりご挨拶申し上げます。

都市計画課 皆様こんにちは。

委員の皆様には、平成28年度第2回越谷市地域公共交通協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の越谷市地域公共交通協議会の議題につきましては、「越谷市地域公共交通網形成計画に基づく市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）」の方向性について、「こしがや公共交通ガイドマップの改訂（案）」についての2件でございます。また、報告といたしまして、公共交通に関する市民要望等について、その他の2件でございます。

委員の皆様には、活発な議論をしていただきますようお願い申し上げますとともに、ガイドラインの作成、ガイドマップの改訂に向けましてご協力いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

事務局 続きまして、本日ご欠席の委員の報告をさせていただきます。

相沢委員、また関口委員、柳瀬委員、飯島委員、金子委員、高野委員、鶴岡委員、深津委員、丸山委員、以上の9名の方が所用のためご欠席されておりますが、2分の1以上の委員の出席がございますので、本日の会議は成立しておりますことをここにご報告申し上げます。

また、本協議会は原則公開となっておりますが、先般、傍聴者の定員を10名として所定の方

法で会議開催の事前公表を行ったところ、傍聴希望者が1名いらっしゃいましたので、ここで久保田会長から入場の許可をいただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

会長 ということでございますが、本日の協議会を公開として傍聴の方もお迎えするというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

会長 ご異議ないということで、傍聴の方に入場いただきますようお願いいたします。

事務局 今職員のほうで案内しておりますので、しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

会長 傍聴の方、お疲れさまでございます。会議の円滑な議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長の決定

事務局 続きまして、協議会の議長についてですが、越谷市地域公共交通協議会条例第5条第3項の規定によりまして、会長が議長となりますので、久保田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

それでは、議事の進行をお願いします。

◎開会宣言

議長 それでは、平成28年度第2回越谷市地域公共交通協議会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 まず、会議録署名委員を越谷市地域公共交通協議会運営規程第6条第2項の規定に基づきまして、私から指名をさせていただきます。

本日は、中村委員と吉田委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議事

議長 では、議事に入ります。

◎議事 (1)

議長 まず、1番、越谷市地域公共交通網形成計画に基づく市民との連携による新たな公共交

通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）の方向性についてということで、都市計画課からご説明をよろしく申し上げます。

◎ 議事の説明

都市計画課 それでは、「越谷市地域公共交通網形成計画に基づく市民との連携による新たな公共交通の仕組みの形成（ガイドラインの作成）」の方向性につきまして、本日お配りしました資料1に沿ってご説明させていただきます。

平成28年度第1回越谷市地域公共交通協議会におきまして、このガイドラインを策定するに当たり、より丁寧に市民の皆様とガイドラインの作成に向けた意見交換などを実施し、地域の皆様の意向を把握した上で、市民や市の役割分担、受益者負担などの仕組みの具体化に向け取り組んでまいりたいとご説明させていただきました。

そのため本年度、鉄道駅から1km、もしくはバス停から300m以内の区域外を持つ桜井地区、新方地区、増林地区、大相模地区、出羽地区、大袋地区、荻島地区の市内の7地区において、ガイドラインの方向性について地域の皆様のご意見を伺うため、平成28年9月23日から10月11日の期間におきまして、公共交通地区懇談会を開催いたしました。この懇談会における主な意見について、ご説明させていただきます。

まず、1点目でございますが、新たな公共交通の導入に向けた取り組み方法・役割分担に関する意見としましては、市として、何をやっていくのか。市民に丸投げしている。市が主体となって検討すべきだ。2点目でございますが、地域主体で「新たな公共交通」について、取り組むことはよいと思うが、自治会長は2年で交代してしまうため、長期間に及ぶ継続的な協議に向いていない。さらに、検討メンバーについてどのように市は考えているのかというようなご意見がございました。

また、新たな公共交通の運行経費を支える仕組みに関する意見としましては、市からの新たな公共交通の運行経費に対する補助率はどれくらいを想定しているのか、受益者負担は住民には受け入れづらい。さらに、自治会費からの支出は、新たな公共交通を使う人と使わない人が出てくるため難しい。新たな公共交通の運行経費を地元負担するということについては理解できるが、問題は、その割合だというようなご意見がございました。

最後に、その他の意見としましては、意見を求められても、将来の展望を踏まえて意見を言うのはなかなか難しい。さらに、市の方で具体的に提案してくれないと、計画がいつまでたっても動かない。また、このような懇談会は、より大きな会場で多くの人に意見を伺ったほうが

よいのではというようなご意見がございました。

今回開催いたしました懇談会では、やはり新たな公共交通の導入に向けた取り組みを行うのは市であって、また、新たな公共交通の運営経費を支えるのも市の負担でというようなご意見が多かったものの、地域主体で新たな公共交通の導入に向けて取り組むべき、また、運行経費についても市だけではなく、地域全体で負担していくという方向性については理解できるというような意見もございました。

本日は、改めてガイドラインの方向性につきまして、3つの項目に整理いたしましたので、順次ご説明させていただきます。

まず、方向性1としましては、市民との連携により新たな公共交通の導入に向けて取り組むということでございます。

この新たな公共交通の導入に当たりましては、公共交通の特性や課題、また、運行のニーズなどを最もよく知る地域の皆様が自分たちの公共交通をつくり、守り、育てるという意識のもと、市や公共交通事業者と連携して、新たな公共交通の導入に向け、主体的に取り組むことができるよう、今後も公共交通地区懇談会を開催させていただいた上で、市民の皆様の意向を把握した上で新たな公共交通の導入に向けた取り組み方法や市民、公共交通事業者、市の役割分担（検討体制、市の支援体制、調整体制など）、そのほか運行経費を支える仕組みなどの具体化に向けて進めてまいりたいと考えております。

なお、取り組み状況の他市事例としまして、市民、公共交通事業者、市の三者が連携して公共交通の確保に取り組んでいる事例についてご説明させていただきます。

まず、さいたま市でございますが、公共交通の検討の主体は市民であります、運行の主体は市となっております。運行経費に対する基準では、さいたま市では運行経費の60%を市が補助するとして、このガイドラインの中で細かに検討する事項について定めております。このガイドラインに基づき市民が主体となり取り組んだ結果、ミニバスや乗り合いタクシーが運行されております。

次に、宇都宮市の地域内交通の取り組みでは、検討から運行に至るまで市民主体で取り組んでおります。運行経費に対する基準では、運行経費の3分の2（約66.7%）を市が補助するとして、残りの3分の1は運賃収入のほか、各自治会負担金や地元企業の協賛金など地域負担金で達成するとしております。地域に見合った運行システム・サービス水準を地域自ら検討し、運行に至るまで地域が主体となり、地域全体で運行を支えることで持続可能な公共交通の確保・維持に取り組んだ結果、乗り合いタクシーが運行されております。

裏ページをご覧ください。

方向性2としまして、新規交通検討地域において新たな公共交通について取り組むということでございます。

本ガイドラインの対象となる地域は、原則として、鉄道駅から1km、もしくはバス停から300m以内の区域外の鉄道や路線バスを利用しづらい地域（新規交通検討地域）のうち、下の図のGの大袋地区、Hの桜井地区以外の破線で囲まれた5つの地域を対象といたします。

このことにつきましては、越谷市地域公共交通網形成計画にも位置づけられております。

なお、この大袋地区と桜井地区の2つの地区につきましては、都市計画道路等の整備とあわせ、民間バス事業者によるバス路線の開設を目指すとしておりますが、今後の都市計画道路等の整備状況に変化があるということもあると考えられますので、ガイドラインの方向性についてご意見を伺う公共交通地区懇談会はこの2地区でも開催いたしました。

このような新たな公共交通の導入に取り組む事例として、先ほどの他市事例と同様にさいたま市と宇都宮市の事例を紹介いたします。

まず、さいたま市では、市街化区域内で、本市と同様に鉄道駅から1km、バス停から300m圏外の区域と、市街化調整区域で、人口密度がおおむね1km²当たり2,000人以上、かつ高齢者率（65歳以上）が、市の平均以上の既成市街地であり、鉄道駅から1km、バス停から300m圏外の区域となっております。

宇都宮市では、旧宇都宮市、合併により拡大しておりますので、本庁管内ということですが、この区域外の13地区で取り組むとされております。

最後に、方向性3といたしましては、既存の公共交通と競合しない新たな公共交通の導入を検討するということでございます。

同計画でも新たな公共交通の基本方針として、この新たな公共交通は、既存の公共交通と競合しないよう、共存、共栄、連携を図るとし、既存のバス停、公共施設、駅などの拠点を利用し、持続可能な公共交通を地域の皆様との連携により導入を検討することとしております。

以上、簡単でございましたが、ガイドライン作成の方向性についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

◎ 質疑

議長 それでは、ただいまの資料1の説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、

お願いします。

〇〇委員 ちょっと私から1ついいですか。方向性2の1行目に、原則としてという、アンダーラインが引いてありますけれども、乗合交通利用圏域外のAからHまでの、これは原則としてとなっているのですが、どういうふうに例外があるというのでしょうか。

都市計画課 今回、公共交通懇談会を開催したのですけれども、やはり自治会単位で対象となる地区を選定しておりますと、若干対象の地区でも鉄道駅から1kmとか、バス停から300mに入るかなと思われる地区もございましたので、原則としてというような表現にさせていただいておりまして、今後ガイドラインを作成して、地域の皆様と市が連携して取り組む中で、この中の細かなものについては対象地域を設定していきたいと考えております。そのため原則としてというようなアンダーラインを引かせていただきました。

〇〇委員 はい、わかりました。

議長 皆さんいかがでしょうか。

〇〇委員 ガイドラインの作成の方向性の2行目ですか、今後も公共交通協議会を開催しとあることについての質問です。

今後の地区懇談会の構成について、ヒアリングを通じた段階で、今、市の方はどういう考えをお持ちかということを知りたい。

その左側に、ヒアリングをしたときの自治会長だったと思いますけれども、方の意見が出ています。市が主体となって検討すべきだと思うんです。あるいはその下に、自治会長は2年で交代してしまうため、こういう協議には向いてないとか、検討メンバーについてどう考えているか、こういうことが出ています。前回の会議のときに、私はというか、私も、自治会長はこうした公共交通地区懇談会のメンバーとしては適切ではないというふうに発言をしました。それは私も副会長とか何かの経験がありますけれども、小さい自治会でも、やはり対外的ないろいろな行事とか、そういうのに追われているし、大きな自治会になると夏の納涼会だとか、暮れの行事とかありまして、この問題について継続的に自治会長がバスということを意識し続けるということは非常に困難であろうと思うからです。やはりそれ相当の新しい組織をつくる、つくる方向で市がリードするということをしていかないと計画とか提案はあるけれども、具体化しない、一歩踏み込めないということが続くのではないかと思うんです。それが1つです。

それで、ヒアリングを受けた最初の黒く塗りつぶした四角の自治会長の意見についてどのように担当の方々は考えられるのかということが一つです。

それから、もう一つは、私は桜井地区に今住んでいますけれども、この裏を見ると、民間の

バス事業者によるバスの路線を目指すということなんですけれども、これについて市民がどう
いう計画を持ったらバスの事業者はちょっと考えてみようかとなるのか、あるいはバスの事業
者にとっては市が新たにどんな形でもいいから、何か助成をするらしいというようなことが伝
わってきたときにやはり心動くと思うんです。そういう意味ではそれぞれが条件みたいなもの
を出し合う場が設定されない限りは、ただ一方的に市民の立場から、事業者の立場から、これ
は広い意味では担えないのではないかと思います。

そういう意味では民間バス事業者以外のところについてはコミュニティバスなども多分頭の中
に置かれているかと思うんですけれども、それも含めて、やはり三者の具体的な調整という
か、率直な出し合う場ですね、それは行政のほうでリードしてくれなければ何もできないと思
うけれども、どうでしょうかという質問です。

議長 順番をお願いします。

都市計画課 ただいま3点の質問です。順次お答えさせていただきます。

まず、自治会長の公共交通地区懇談会のメンバーということなんです、今回は地域の代表
であります自治会長と公共交通について地元でどのように考えているかということヒアリン
グする必要があると考えまして、一緒に考えていくということで、新たな公共交通導入に向け
たガイドラインの作成のための検討の場として、自治会長と公共交通地区懇談会を開催させて
いただいております。

質問にもありましたように自治会長が今後ずっと中心になっていくという考え方もあるかと
思うんですが、新たな公共交通導入に向けまして、地域の検討組織ですね、そういったものが
地元のほうでも盛り上がり検討組織を立ち上げていただければ、その地域で核となる方が中
心となって、その地域をどのようにしたら交通手段としての移動手段が確保できていくか、そ
ういうところを検討できればいいなと思っております。

今回の公共交通地区懇談会は9月から、台風の関係で遅れたこともあったのですが、今回1
回限りということではなくて、今年度中にもう1回、さらには来年度にも引き続き地元に入っ
てご意見を頂戴したいと思っております。やはり1回目ですので、皆さん、公共交通について
の考え方について突然聞いたというような方もいらっしゃいましたので、そういったことも含
めまして、今後引き続き地元には公共交通地区懇談会という形で協力をお願いしたいと考えて
おります。

また、こちらにいただいた意見というございしますが、こちらにつきましても今お答えしま
したように、今後地元に入っていく中で、地域の皆さんからいただいた意見について意見を交

換していきたいと考えております。

3点目の桜井地区へのバスの運行について、地元と市役所と事業者で三者の調整が必要なのではないかというところがございますが、そういった協議も含めて、こちらの地域公共交通協議会がございますので、この協議会の中でそういったことも含めて検討していければと考えております。

以上でございます。

議長 ○○委員、よろしいですか。

○○委員 自治会長が次の課題ということなんですけれども、例えば各地区でまちづくり会議というのがあると思います。これが第4次越谷市総合振興計画の参考とする意見をたたき上げてやっているわけなんですけれども、例えば自治会長以外に、まちづくり会議の総務だとか何かいろいろあると思います。そういうところの別な組織の人も呼ぶとか何か考えたほうが、僕はそのほうがいいと思うんですけれども。

都市計画課 今、○○委員のほうからご意見があったように、私ども先ほど課長から説明させていただきましたが、この地域における組織というのは、今回はまずガイドラインをつくるに当たって自治会長と公共交通地区懇談会を開催させていただいておりますけれども、ガイドラインをつくる中で検討組織、今言われたようなコミュニティ推進協議会の一つの部会だったり、そのほかの任意団体であったり、あるいは自治会長と、あと公共交通に関心がある方が組織を立ち上げるというようなことも想定しておりますが、またこのメンバーについては今後検討させていただきたいと考えております。

議長 ほかにはどうでしょうか。

○○委員 ただいま自治会長云々という話が出ました。私は自治会連合会の代表としてこの場に出席参加させていただいているわけですので、ちょっと補足的なことになろうかと思いますが、説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

こちらに市民活動支援課の担当の方がいらっしゃれば、私が説明するよりももっと詳しくお話しいただけるだろうと想像しますが、市内には370あまりの自治会があるわけです。自治会長もその数だけいるわけです。そうすると任期というものについては、ここでは2年云々という話が出ていますけれども、自治会長も中には1年で交代する自治会長もいらっしゃる。見てみますと29年、30年と長い間担当される方もいらっしゃるということのようです。これが実際なんです。

そこで交代が云々ということよりも、私はここに私個人として出席させていただいています

が、自治会連合会という代表で出ているのですが、そのバックとして自治会連合会の中でこのことについて協議はされてないんです。本来であれば、自治会連合会の代表として出ているものですから、自治会連合会の総意をもって出席するべきであろうと考えます。もっと言えば、自治会長ですから、自分の自治会の中の総意もまとめなければならない、そういうふうを考えます。

そうすると、このところに出ている協議に向いていないという観点からしますと、自治会の会員の方々の全ての意見を集約する機会はなかなか持てないと思います。例えば回覧板を流しても答えはなかなか返ってきにくいという、実際上あるわけです。そういった部分から考えますと、その他の意見のところにもありますけれども、懇談会は、より大きな会場で多くの人という見方ですね。そういうことのほうがより効果的な部分もあるのかなとは思いますが。

それが一つと、先ほど回答の中にも、自治会の中で検討組織云々という話がありました。こういうことをすることによって、今申し上げたような部分が多少解決の道に進むのかなという感じがいたします。よって、自治会長は、繰り返しますけれども、参加した場合は自治会長個人の意見を言うということが多いだらうと思います。

以上です。

議長 ただいまのご指摘につきまして。

都市計画課 ただいま頂戴した意見につきまして、今後の業務の中で参考にさせていただきたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

議長 他いかがでしょうか。

多分、皆さんも今のご指摘に共通していると思うんですけれども、地元の方々からすると、急にこういう話が出てきてもちょっと戸惑っておられるという雰囲気も感じられるのですけれども、例えば今日はさいたま市と宇都宮市の事例をご紹介いただきました。ここでは検討の主体が誰それ、運行の主体が誰それと書いてありますけれども、実際にはそれぞれある検討組織をつくられて、会長が誰で、何人くらいの会員がいて、何回くらい年に議論して、何年くらい議論してこうなったという、そういう情報がそれぞれにぎゅっと詰まっているような感じですね。もちろんこの2市だけではなくて、全国いろいろなところで似たような検討をしているわけで、そういうことを少し懇切丁寧に情報提供して差し上げると、自分たちもこういうふうにやっていけばいいのではないかというふうに感じていただけるようになると思いますので、あともう少し情報をそれぞれの自治会に差し上げるようなことを考えていただければと、よろしくお願いいたします。

その他どうでしょうか。

今回、方向性を3つ掲げて、これに基づいて進めていくということについて、多分今日は皆さんご了承していただければ、これで進めていくという方向ですけれども、よろしいですか。

はい、お願いします。

〇〇委員 先ほど自治体がリードしていくという、越谷市がリードしていくということがありましたけれども、次の懇談会はどういうアプローチをかけていくのですか。

都市計画課 次の懇談会につきましては、前回いただいた内容の説明と、議長からお話がありましたように、他の自治体の事例ですね、その辺を詳しく説明して、どのように取り組んだらいいか、地域ごとにやはり特性がありますので、地元に入った段階で説明させていただければと思います。

以上でございます。

〇〇委員 そのときに多分自治会のほうで知りたいのは、運行経費の何割とかというよりは、いくらくらいまでの支払いだといったような、もっと金額ベースのお話だと思うんですけども、そのときに仮にいくら支払うことができたなら、どれくらいの頻度でどういう公共交通が提供できそうか、そういうことに対して具体的な情報というものを提供してあげる必要があると思うんです。そうでないと、話し合いが何回も続くようになってしまうように想像しますが、そのときに、久保田議長と同じ意見なんですけれども、他市の事例を紹介するとき、具体的な数字、いくらが必要、いくらかけて、どのくらいの頻度で、何人が利用しているかといったような、そういういくつかあるような運行形態、ミニバスのときにはいくらくらいで、乗り合いタクシーのときにはどれくらいでといったような具体的な情報というのを市の方で提供してあげるとスムーズに進むのかと思います。

都市計画課 貴重な意見、ありがとうございました。

運行経費等については第1回の地元に入ったときには宇都宮市の事例とか、実際に職員が宇都宮市へ行ってヒアリングしてまいりましたので、そのときの経費等は地元の方にお話ししているのですが、次回の中でもっと広く他市の事例等も含めて説明させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

議長 そういうことでよろしく願いいたします。

他はどうでしょうか。

よろしいですか。

そうしましたら、今のような説明を注意深く次の公共交通地区懇談会で進めていただくということを含めて、今回の3つの方向性でガイドラインの作成に向けていくということによろしいですか。

(「異議なし」)

議長 では、ご異論ないということなので、そのようにしたいと思います。

議事の(1)は以上です。

◎議事(2)

議長 よろしければ(2)にいきたいと思います。こしがや公共交通ガイドマップの改訂(案)について。

◎議事の説明

都市計画課 それでは、こしがや公共交通ガイドマップの改訂(案)につきまして、資料2に沿ってご説明いたします。

今回の主な改訂内容につきまして順次ご説明しますが、まず1点目の駅前広場におけるバス停乗り場番号の表示についてでございます。

これは第1回越谷市公共交通協議会において、バス停乗り場の番号の振り方についてご意見がございました。駅前広場ごとの通し番号とするのか、駅ごとの通し番号とするかについてでございます。

検討しました結果、越谷駅では既に駅前広場ごとの通し番号でご案内しているということ、バス事業者と駅前広場ごとの通し番号で振ることで調整させていただいたこと、バス停番号が変わることによる混乱を避けるため、駅前広場ごとの通し番号で表示することとさせていただきたいと考えております。

新しいバス乗り場番号は、第1回協議会でご説明しましたとおり、バス停番号のない市内5駅の12カ所のバス停乗り場番号については、1ページ目の表のとおりでございまして、第1回協議会と変更点はございません。

2ページ目をご覧ください。

今回改訂するガイドマップでは、この新しいバス乗り場番号にてご案内するとともに、今後、市が新しいバス乗り場番号を表示したシールを作成し、バス乗り場番号の表示がない現地のバス停においても、バス事業者のご協力をいただきながら、既設のバス停標識に表示シールを張

ってまいりたいと考えております。

2点目でございますが、サイクルアンドバスライド駐輪場の追加でございます。

これは平成28年9月30日付で株式会社ジャパントローズが運行するせんげん台駅から東埼玉テクノポリス線のバス停「川崎神社前」におきまして、川崎神社、北川崎自治会のご理解とご協力をいただきまして、サイクルアンドバスライド駐輪場を開設いたしましたので、地図面に追加させていただきます。

なお、本日までご出席いただいております〇〇委員が北川崎自治会長でございますので、この開設に当たりましては大変ご尽力いただきましたので、この場をお借りし、改めてお礼申し上げます。

3点目でございます。広告の掲載についてでございます。

ガイドマップの地図面の広告掲載について6区画募集いたしましたところ、越谷市市管理構内協議会、埼玉県東部中央ハイタク協議会から各1区画、朝日自動車株式会社から2区画、東武鉄道株式会社から2区画、合計6区画分の応募をいただきました。応募いただきました業者にはこの場をお借りし、改めてお礼申し上げます。

越谷市広告掲載に関する要綱及び越谷公共交通ガイドマップに掲載する広告に関する基準に基づき、応募のありました4事業者を広告掲載事業者とすることを決定し、改訂版のガイドマップには応募いただきました事業者の広告を掲載してまいります。

また、来年度、平成29年度におきましても、このガイドマップのデータを更新し、印刷製本を行っていきたいと考えております。つきましては、改めてまた来年度広告募集を行う予定でございますので、ぜひ広告の掲載についてご検討いただければと思います。

4点目でございます、ガイドマップの作成基準日についてでございます。

平成28年度、今年度に作成するガイドマップの作成基準日は、平成29年1月1日現在の公共交通に関する情報をもって作成したいと考えております。

そのため、平成28年4月以降の変更となった点やこれまで公共交通事業者からご指摘いただいている内容について修正し、今後改訂版の原案が作成されましたら、公共交通事業者には掲載内容について確認などの調整をさせていただきたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、公共交通ガイドマップ平成29年3月版の配布部数、配布時期についてご説明いたします。

配布部数につきましては前回同様7,000部を予定しており、配布先につきましても同様に、

市役所総合受付、広報広聴課、情報公開センター、都市計画課、各地区センター・公民館、越谷市立病院、市内の鉄道駅（8駅）等で平成29年3月末ごろに配布・配架させていただく予定でございます。

越谷公共交通ガイドマップ改訂（案）につきましての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございました。

◎質疑

議長 ただいまの説明につきましてご質問、意見ございましたら、お願いいたします。

〇〇委員 すみません、参考にお伺いしたいんですけれども、②のサイクルアンドバスライド駐輪場の追加となっているんですけれども、ほかにも既にサイクルアンドバスライドをやっているののでしょうか。

都市計画課 サイクルアンドバスライドにつきましては、こちらの川崎神社前に設置したものが越谷市で第1号となります。

今後につきましては、公共施設等で駐輪場があるところがございますので、そちらについて今庁内で調整しているところがございます。今後も引き続き地元等で協力いただければこういったところを増やしていきたいと考えております。

議長 第1号ということですね。

ちなみに、これは路面に枠と自転車の絵が描いてある。これは誰でもがサイクルアンドバスライドである。ここに置いてバスに乗っていいんだというのはわかるようになっているのでしょうか。

都市計画課 駐輪スペース付近に掲示の看板を設置いたしました。資料の写真はちょっと小さいので見づらいますが、利用に関する注意書き等を看板をここへ出して、どなたでも利用できると表示してございます。

議長 なるほどわかりました。ありがとうございました。楽しみです、これは。

他いかがでしょうか。

資料2④にて、事前修正を1月1日現在ということですが、配布が4月になりますね。

都市計画課 3月末までに配布する予定です。

議長 3月末までに。

都市計画課 データ作成する期間と印刷する期間もありますので、1月1日と思ったのですが、バス事業者の方で2月に大きな改定があるということであれば、最大2月1日現在までのデー

タで作成、印刷することが可能かなと考えていますので、本協議会の中でその辺ご意見いただければと思います。

議長 そこを今確認したかったんです。つまり年度末にかけて何か大きな変更があるのであれば、特に1月1日現在と言わなくてもいいのではないかと思ったんです。これはむしろそれぞれの事業者に伺ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、何か制約があるのですか、いつまでに配らなければいけないとか、いつまでに作成をしなければいけないとか。

都市計画課 印刷製本の契約の手続を進めているところなんですけれども、3月中旬ごろを納期とさせていただいております。データの一部修正等の作業期間を考えますと、先ほども申し上げましたとおり、2月1日現在くらいのデータで作業を進めないと納期に間に合わないということが考えられますので、その辺でご協議をいただければと考えています。

議長 いかがでございましょうか。2月1日でも大丈夫でしょうか。もしお差し支えあれば。

(「異議なし」)

議長 特に、よろしいですか。

都市計画課 2月1日現在で大丈夫かということですか。それでもぎりぎり間に合うと思います。

議長 そのほうが安全ではないですか。では、ここを今日修正をして、2月1日に変更させていただくということで、よろしいでしょうか。

特に支障がないということで、2月1日によろしくお願いいたします。

他はいかがでしょう。1ページ目のバス乗り場番号についても特に問題ございませんでしょうか。

では、特に問題なさそうなので、今日ご提案いただいた4点については協議会として了承することにしたいと思います。

協議事項としては以上になりますが、よろしいですか。

◎報告 (1)

議長 では、報告事項にいきます。

公共交通に関する市民要望等について、説明をお願いします。

都市計画課 それでは、公共交通に関する市民要望等につきまして、本日お配りしました資料3に基づきご説明いたします。

公共交通に関するご要望等につきましては市長への手紙や市政モニター、メールなどを通じ

て市民の皆様から様々なご要望等をいただいております。平成27年度からは当協議会において越谷市に寄せられました公共交通に関するご要望等につきましてご報告させていただきます。

資料3は、平成27年11月から平成28年10月までの公共交通に関するご要望等を時系列でお示ししたものでございます。市民の皆様から寄せられましたご要望等につきましては適宜関係する事業者と調整させていただいた上で対応や回答をさせていただいております。

ご要望の内容はバス路線に関することが多いものの、昨今の鉄道駅のプラットフォームからの転落事故を受けて、鉄道駅のバリアフリー化等に関するご要望もいただいておりますので、主なご要望等につきまして、バスに関する要望、鉄道駅に関する要望の順でご説明いたします。

まず、バスに関する要望につきましてご説明いたします。

一覧表の左の欄の番号1の平成27年11月の朝日自動車株式会社が運行する南越谷駅北口から越谷市立図書館線の終バス延長の要望につきましては、利用者が多いこと、また、最終バスが早いことは認識しているため、今後の参考とさせていただきたいとのことでございます。

次に、番号2、平成27年12月、番号16の平成28年6月の要望内容は、いずれも平方公園までのバス路線の新設の要望でございますが、計画に基づき、平方公園の整備スケジュールを勘案し、地元や事業者と連携し取り組んでいくことと回答いたしました。本市としましてもバス路線の実現のため、平方方面への具体的なバス路線や道路環境整備についても検討してまいります。

次に、番号4の平成28年1月及び番号7の平成28年3月の要望内容は、いずれも大袋地区を通るバス路線の開設の要望でございますが、計画に基づき都市計画道路などの公共施設整備状況や住宅の建設、入居状況等を踏まえ、検討していくと回答いたしました。本市では、現在まちの骨格をなす幹線道路である健康福祉村大袋線や大袋駅西口線の整備を重点的に進めております。大袋駅西口線の整備状況につきましては、大袋駅西口駅前から西大袋土地区画整理事業境までが完成し、事業地内では一部区間で供用を開始しております。残りの未開通区間につきましては、計画区域内の建物等の移転整備が完了しましたので、平成28年度末に車道部の暫定開通を予定しております。市としましては引き続き西大袋土地区画整理事業の早期完成を目指して整備を進めるとともに、利用者の動向を把握しながら、バス事業者と協議を行ってまいります。

次に、番号9の平成28年4月の茨城急行自動車株式会社が運行する「せんげん台駅東口から老人福祉センター（くすのき荘）」線の運行経路変更についての要望につきましては、道路拡幅や運行に関する安全性の課題解決が困難であるため、一部バス路線の経路の変更を行いました。

たことを説明しました。このご要望内容につきましては、市としましてもバス利用者の利便性を維持するため、当路線の変更の再考についてバス事業者と協議してまいりましたが、バス事業者からは安全な運行を最優先するため、当路線を変更する方針は変えられないとのことでした。

次に、番号18、平成28年6月、及び番号19番の平成28年7月にありましたご要望はいずれも蒲生駅からのバス路線の開設に関するもので、定時性や採算性、既存路線との競合などの課題があり、慎重な検討が必要なため、当計画に基づき引き続きバス事業者と連携を図っていくと回答いたしました。

以上がバスに関するご要望でございますが、先ほどご説明しましたとおり、各ご要望等に関する回答に当たりましては関係事業者と調整させていただいた上で回答をさせていただいておりますが、市といたしましてもご要望にありましたバス路線の実現に向けて取り組んでまいりますので、バス事業者におかれましても改めてご要望のありました内容につきましてご検討いただきますようお願い申し上げます。

次に、鉄道駅に関する要望につきましてご説明いたします。

番号26の平成28年10月の新越谷駅と南越谷駅の乗り換え客などの歩行者動線の交錯対策につきましては、乗り換え客を含めたあらゆる歩行者動線を検討する必要があるため、東日本旅客鉄道株式会社及び東武鉄道株式会社と情報共有しながら検討していくと回答いたしました。

次に、番号27の平成28年10月の鉄道駅におけるバリアフリー対策（内方線付き点状ブロックの整備や新越谷駅、南越谷駅へのホームドア整備等）についてのご要望につきましては、計画に位置づけました駅のバリアフリー化を図るため、国・県ともに連携し、事業を実施する鉄道事業者に対する財政的支援を検討していくと回答いたしました。

なお、本日は限られた時間内でのご説明のため、全てのご要望内容についてのご説明はできませんでしたが、後ほど資料3の方をご覧くださいと思います。

以上でございます。

◎ 質疑

議長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見、あるいはご感想などがございましたら、いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

特にバス関係が非常に多いので、バス事業者からコメントをいただければと思います。

いかがでしょうか。

〇〇委員 いろいろなご要望を私どもも受けておりまして、例えば1番の終バスの延長とか、ここ2年の間ですか、タクシー事業者の方にもご協力いただきまして深夜バスを始めました。

ただ、今私どもの状況なんですけれども、以前も申し上げましたが、今年も軽井沢で大きな事故がございまして、その前関越道で事故があつて、事故防止が一番言われていると思うんですね。これはお客様の命を運ぶことですから、当然なことなんですけれども、そのためにいろいろな投資が必要になっております。これは健康管理であり、教育であつたりとか、施設面のことなんですけれども、これがかなりのお金がかかっています。

それと今一番問題なのは運転手の不足なんです。運転手が今非常に足りないという状況です。先ほど申し上げました健康管理を考えますと、行程の中で人を使うわけですから多くの人間が必要なんですけれども、今集まってこない。私どもも自社で養成するプログラムをつくりましたが、なかなか集まってこないですね。そうしますと、昔でしたら、例えばいい路線、悪い路線があつても、いい路線が稼いでいるから、ならせば何とかなるということがあつた。ところが、今は悪い路線を維持する余力がない。金銭的にも運転手の人数にも余力がないということです。したがって、例えばこういう要望をお受けしても、前に申し上げたんですけれども、シビアに考えてこれは採算性が合わないとお受けすることができないという部分がございます。

先ほども阿部委員の方からお話があつたと思うんですけれども、例えば今度G地区ですか、大袋の方、これは対象外になっています。そうすると採算性を考えるところまでもっていかないと厳しいなとは思っています。

ただ、これらのことにつきましても、ぜひそういったところを考えていただいて、市としてバス事業者と一緒にやることについてどの辺まで考えることができるのか、そういうことも考えないと、交通空白地帯をただ埋めたいということではいきますと、私どもも協力できるところはやっていきますが、できないところはできないということをはっきり申し上げざるを得ないかなと思っています。

ただ、市の方でも、この前の深夜をやったときもいろいろなPRもしていただいたりとか、そういうこともしていただいておりますので、今後バス事業者だけではどうにもならない現状をぜひ知っていただいて、一緒につくっていくというスタンスでいけたらと思います。

なかなか地元負担というものも結構難しいものがあるのではないかなとは思っています。自治体のこういう会議に出ささせていただいておりますが、なかなか地元負担というのは厳しいかなという、地元はもちろんいろいろな取り組みをしていく時代にはなっているわけなんですけれども、直接的なことを持つていくのは難しいかなとは思っています。

以上です。

議長 非常によくわかりました、ありがとうございました。

他に何かこの点につきましてご発言ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、資料3につきましてもし特別何かありましたら、市の方に申し出ていただければと思います。

◎報告（２）

議長 報告の（２）その他について、何か市の方からございますか。

◎報告事項の説明

事務局 それでは、その他につきましてご説明いたします。

その他の報告の1つ目としまして、平成28年度の公共交通環境整備工事につきましてご報告いたします。

本年度は2カ所の工事を実施いたしました。1カ所目は茨城急行自動車株式会社が運行していますバス路線のうち、花田一丁目南のバス停の周辺にある花壇について、バスの乗り降りの際支障になっているため、花壇の一部撤去工事を実施いたしました。2カ所目は、株式会社ジャパンタローズのせんげん台駅東口のバス停の周辺の歩車道境界ブロックについて、バスの乗り降りに支障がないように一部撤去工事を実施いたしました。

なお、来年度以降もこの公共交通環境整備工事を実施できるよう予算の確保をまいりたいと考えております。

次に、その他の報告の2つ目です。

本協議会委員の任期は、越谷市地域公共交通協議会条例第4条により2年間と定められております。現在委嘱しております期間につきましては平成29年5月24日までとなりますので、平成29年5月25日から平成31年5月24日までの2年間を新たな任期とし、委嘱手続を行う予定となっております。つきましては来年3月中下旬ごろに委嘱手続に係る推薦依頼、4月ごろに承諾依頼の通知をお送りさせていただきます。また、公募委員の募集につきましても来年3月ごろを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

その他の報告は以上でございます。

◎質疑

議長 ただいまのご報告につきまして何かご発言ございますでしょうか。

[発言する者なし]

◎その他

議長 あるいは委員の皆様から何か関連のご発言はございますか。

[発言する者なし]

議長 よろしいでしょうか。

◎閉会宣言

議長 そうしましたら、全て終わりましたので、これをもちまして平成28年度の協議会を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。

午後 2時30分 閉会